省令

○法務省令第十四号

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月六日　法務大臣　上川　陽子

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一大阪第三人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

大阪府の内 豊中市、池田市、箕面市、豊能郡	
別表第一岸和田人権擁護委員協議会の項の次に次のように加える。	
三島人権擁護委員協議会	茨木市
	大阪法務局北大阪支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

附　則

この省令は、平成二十七年四月十六日から施行する。

告示

○法務省告示第百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日　法務大臣　上川　陽子

第二号イの表株式会社ソーシンの項中「溶接」の下に「、塗装」を加える。

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社道工	北海道札幌市北区あいの里四条六丁目六番十七号	建築板金
株式会社エヌボシ・ノムラ	北海道函館市旭町十二番二十号	タイル張り
銀河フーズ株式会社	岩手県花巻市南川原町百九十一番地	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
誠勝建設株式会社	神奈川県横浜市泉区岡津町二千六百九十番地三	型枠施工

○法務省告示第百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社黄金の湯	群馬県渋川市伊香保町伊香保五百五十番地	ホテル業務
株式会社鴨川グランドホテル	千葉県鴨川市広場八百二十番地	ホテル業務

○法務省告示第二百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社天木鉄工	岐阜県大垣市領家町一丁目四十三番地	機械加工

○法務省告示第二百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

東和開発株式会社	静岡県伊東市銀座元町四番三号	とび

○法務省告示第二百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社谷口実業	東京都八王子市楢原町千四百十二―七	型枠施工
株式会社雪平工務店	神奈川県川崎市中原区宮内四丁目四番三号	型枠施工

○厚生労働省告示第二百三十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

オキシメタゾリン	平成二十七年四月六日

○厚生労働省告示第二百三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の別表第一第五号及び別表第三無機薬品及び有機薬品の項第五十六号の規定は、平成二十七年五月十日から適用する。

平成二十七年四月六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久